

## 六戸町農業委員会 6 月定例総会議事録

開催年月日	平成 2 5 年 6 月 2 1 日 (金) 午後 4 時 0 0 分		
開催場所	六戸町役場 二階小会議室		
出席委員	1 番 古 里 厚 子	2 番 小野寺 邦男	3 番 渡 辺 耕 一
	5 番 小 泉 兼 雄	7 番 山 本 英 雄	8 番 木 村 喜 和
	9 番 久 田 伸 一	1 0 番 四 木 俊 一	1 1 番 新 山 秀 男
	1 2 番 岡 田 寛 視	1 3 番 小 林 勲	1 4 番 高 舘 孝
	1 5 番 金 淵 盛 一	5 番 小 泉 兼 雄	
欠席委員	6 番 三 浦 英 雄		
職務のため出席した職員	事務局長・事務局次長・主事		
書記及び 議事録署名者	書 記 : 事務局主事 参 与 : 事務局長 議事録署名者 : 7 番 山本英雄 委員・8 番 木村喜和 委員		

議 案	
町 報告第 5 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
議案第 5 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
県 議案第 2 号	農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1. 開 会	事務局  会 長  事務局  事務局長  事務局	<p>定刻になりましたのでただ今より、6月農業委員会定例総会を開催します。六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておのますので総会が成立することを報告します。            それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。</p> <p>金淵会長挨拶（省略）</p> <p>業務報告を行います。</p> <p>資料に基づき業務報告を行う。</p> <p>六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。</p>
2. 開会宣言	会 長	<p>それでは、ただ今より6月総会を開会いたします。（16時00分）            本日の欠席委員は6番 三浦 英雄 委員です。</p>
3. 議事録署名委員の指名	会 長	<p>議事録署名委員の氏名については、7番 山本英雄委員 ・ 8番 木村喜和委員を指名します。</p>
4. 参与、書記の指名	会 長	<p>参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主事を指名します。</p>
5. 会議規則第11条の確認	会 長	<p>会議規則第11条（法律第24条）の確認については、県議案第2号において、9番久田伸一委員が該当しますので議案審議前に退席することになります。</p>

報告第4号	会 長	<p>それでは、町議案より審議に入ります。 報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題と致します。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」をご説明いたします。 農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。 議案3頁に基づき説明（省略）</p>
	会 長	<p>事務局よりの説明が終わりました。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	会 長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより報告第5号を採決いたします。 おはかりいたします本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
議案第5号	会 長	<p>異議なしと認めます。よって報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」をご説明いたします。 農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。</p>

	事務局長	議案5頁に基づき詳細に説明（省略） 以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思います。
	会 長	事務局よりの説明が終わりました。 それでは、委員の方々が現地調査をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。
	代表 14番高館委員	現地調査は、私外3名で農地法第3条・第4条・第5条に係る案件について行いました。その中で、特に問題となるような土地は御座いませんでした。 以上報告致します。
	会 長	事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。 質疑ありませんか。
	12番岡田委員	番号14番の案件について申請日以後に死亡した申請について審議の結果は有効になるのか。
	事務局	民法第896条では「相続人は、相続の開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を継承する。～」と規定しているため、農地の貸借権は、貸人、借人とも相続されることとなります。
	会 長	他に質問ありませんか。  ～なしの声あり～
	会 長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより議案第3号を採決いたします。 おはかりいたします、本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。  ～異議なしの声あり～

県 議案第 2 号	会 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第 5 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」は原案のとおり決することに決定いたしました。</p>
	会 長	<p>つづいて議案審議の前に 9 番久田伸一委員が会議規則第 1 1 条に抵触します ので、退席します。 県議案の審議に入ります。 県議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見 について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>県議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見 について」ご説明致します。 農地法施行令第 1 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請の提出があ ったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 県議案第 3 項により説明（省略）</p>
	会 長	<p>事務局よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	会 長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより県議案第 2 号を採決いたします。 おはかりいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	会 長	<p>異議なしと認めます。 よって、県議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係 る意見について」は原案のとおり決することに決定いたしました。 県議案 2 号の審議が終了しましたので、久田伸一委員の入室を求めます。</p>

県 議案第 3 号	会 長	つづいて県議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	県議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」ご説明致します。 農地法施行令第 1 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 県議案第 5 項により説明（省略）
	会 長	事務局よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。  ～なしの声あり～
	会 長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより県議案第 3 号を採決いたします。 おはかりいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  ～異議なしの声あり～
	会 長	異議なしと認めます。 よって、県議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」は原案のとおり決することに決定いたしました。  以上をもちまして、全議案の審議が終了しましたので 6 月総会を閉会致します。 。お疲れ様でした。